

*北区内に住所を有しない方で、区内に在勤・在学の方は、勤務先または学校名および所在地もご記入ください。

役職	氏名	住所	電話番号	勤務先・学校名 その所在地
5				
10				
15				

*北区内に住所を有しない方で、区内に在勤・在学の方は、勤務先または学校名および所在地もご記入ください。

役職	氏名	住所	電話番号	勤務先・学校名 その所在地
	北区 五郎	北区〇〇〇〇〇-〇-〇	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
5				
10				
15				

なでしこ小学校地域開放施設利用団体に登録すると

★利用申請が使用日の2か月前の同日からできます。

★以下のなでしこ小学校地域開放施設が利用できます。

- (1) 体育館（※地区体育館指定日（火・木・土曜の夜間及び第1・3日曜日の午前・午後1・午後2）を除く。）
- (2) ランチルーム
- (3) 和室
- (4) 家庭科室
- (5) 音楽室
- (6) 校庭
- (7) 生活科室
- (8) 図工室
- (9) 理科室

詳しくは北区ホームページ「なでしこ小学校地域開放施設を利用するための登録方法」（「なでしこ小 登録」で検索）をご覧ください。下記《問い合わせ先》までお問い合わせください。

社会教育関係団体に登録すると

★以下の登録要件を満たし「社会教育関係団体」に登録すると区内小・中学校の設備使用料が減額（半額）になります。（上記「なでしこ小学校地域開放施設利用団体」の登録とは別の登録制度です。）

（登録要件）

- (1) 5人以上の構成員を有すること。
- (2) 営利を目的とせず、継続的、計画的に社会教育に関する事業を行っていること。
- (3) 構成員の半数以上が、北区に在住または在勤、在学であること。
- (4) 代表者又は事務所が北区内に住所を有しない場合、区内に連絡先を定められる。
- (5) 規約、会則の類を定めていること。
- (6) 主たる活動費に、会員から徴した会費を充てていること。

詳しくは北区ホームページ「社会教育関係団体の登録申請」（「社会教育関係団体」で検索）をご覧ください。下記までお問い合わせください。

《問い合わせ先》 北区教育委員会事務局教育振興部 生涯学習・学校地域連携課
住所：〒114-8546 北区滝野川2-52-10
北区役所滝野川分庁舎（2階8番窓口）
TEL：03-3908-9323